

東京大学紫工会会則

第1章 総則

第1条 本会は会員の連絡親睦と東京大学農学部生物・環境工学専修、東京大学大学院生物・環境工学専攻の発展を図ることを目的とする。

第2条 本会は東京大学紫工会と称する。

第3条 本会は事務所を東京大学大学院生物・環境工学専攻内に置く。

第4条 本会はその目的を達するために次の事業を行なう。

1. 会員名簿及び会報等の発行
2. 懇親会、講演会その他本会の目的を達成するために適当と認められる会合の開催
3. 東京大学農学部生物・環境工学専修、東京大学大学院生物・環境工学専攻在学生の福利厚生に関する事業
4. 前各号の他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第5条 本会は必要な地に支部を置くことができる。

第2章 会員

第6条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員

- (1) 以下のいずれかを卒業または修了した者
- (2) 以下のいずれかを中途退学した者もしくは以下のいずれかの研究生であった者で、入会を希望し幹事会の承認を得た者
東京大学農学部農業工学科、東京大学農学部6類、東京大学農学部生物・環境工学専修
東京大学大学院農学系研究科農業工学専門課程、東京大学大学院農学生命科学研究科生物・環境工学専攻
- (3) 紫工会会員である東京大学の教員の推薦を受けた東京大学の卒業生または修了生で、入会を希望し、幹事会の承認を得た者

2. 学生会員

東京大学農学部生物・環境工学専修及び東京大学大学院農学生命科学研究科生物・環境工学専攻に在学する者もしくは同専修または同専攻に在籍する研究生

3. 特別会員

- (1) 旧または現教職員で正会員以外の者
- (2) その他本会に特に貢献があった者で入会を希望し、幹事会の承認を得た者

第3章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
監事	2名
委員	若干名
幹事	若干名

第8条 会長は東京大学大学院生物・環境工学専攻教授中の年長者がこれにあたる。

第9条 副会長・監事・幹事は会長が委嘱する。

第10条 委員は学年次と職域を勘案し幹事会が推薦し会長が委嘱する。

第11条 会長は本会を代表し会務を総括する。

第12条 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは会長の職務を代理する。

第13条 監事は前年度収支決算を監査する。

第14条 委員は分担する学年次または職務の会員の連絡に当たる。

第15条 幹事は幹事会を組織し、会務実施上の庶務会計を分担処理する。

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第17条 役員が欠員となったとき、会長が必要と認めるときは補欠者を選任する。

第4章 総会

第18条 総会は毎年1回これを開催する。

第19条 総会は会長がこれを召集する。総会の期日・場所は文書をもってこれを通知する。

第20条 次の事項は総会に提出し、その承認を受ける。

1. 前年度収支決算
2. 事業報告
3. 会則の改定

第21条 総会の議事は出席会員の過半数をもってこれを決する。

第5章 会計

第22条 本会の経費は会費、寄付金、その他による。

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

会費規定

第1条 本会規則第22条により会員は会費として次に定める額を納めるものとする。

- | | | |
|---------|----|--------|
| 1. 正会員 | 毎年 | 1,000円 |
| 2. 学生会員 | 毎年 | 500円 |
| 3. 特別会員 | 毎年 | 1,000円 |

第2条 会費10年分を一括納入した正会員および特別会員はその後の会費を免除する。

第3条 会員名簿は当分隔年発行とし、実費頒布とする。

補則

1. 会則第2章第6条において、次の各語は東京大学農学部農業工学科と読みかえるものとする。

第1種耕地整理講習修了者、東京帝国大学農科大学農学科（農業土木学専修者）、東京帝国大学農学部農学科農業土木学専修、東京帝国大学農学部農業土木学科

次の各語は東京大学大学院農学系研究科農業工学専門課程と読みかえるものとする。

東京大学大学院数物系研究科農業工学専門課程

2. 本会則は平成11年11月26日より施行する。

平成20年11月15日改定

平成26年11月28日改定